事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　力	確　認
贈与者、被相続人の氏名		※	※

※欄には記載しないでください。

租税特別措置法施行令 第40条の７の８第29項 / 第40条の７の10第27項 の規定による免除届出書の提出における特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

1　特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項

屋号		所在場所	

2　死亡等の日(注1)の属する年の前年以前の各年（死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日(注2)（以下「報告基準日」といいます。）の属する年の前年以前の各年を除きます。）の特例（受贈）事業用資産に係る事業の総収入金額

前年	前々年	前々々年
円	円	円

3　資産保有型事業等に関する事項

①　死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額	円
②　死亡等の日の属する年の前年における総収入金額	円

③　死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注3)

		帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第２条第１項に規定する有価証券及び同条第２項の規定により有価証券とみなされる権利	a 円	h 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	b 円	i 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	c 円	j 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	k 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	e 円	l 円
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者(注4)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	f 円	m 円
④　必要経費不算入対価等(注5)（死亡等の日の属する年の前年以前５年間に支払われたもの）		g 円	
⑤　上記③及び④の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g）		円	
⑥　上記③の特定資産の運用収入の合計額（h+i+j+k+l+m）			円

⑦　特定資産の保有割合（⑤/(①+④)）	%	⑧　特定資産の運用収入割合（⑥/②）	%

4　死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日からその死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書又は第17項ただし書（同令第40条の７の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合(注6，7)に該当することとなった事実の有無（いずれかを丸で囲んでください。）

有※	無

※　「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

記載方法等

1　この明細書は、租税特別措置法第70条の６の８第14項又は第70条の６の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が２以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

2　記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が２以上ある場合には、「１　特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

また、特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業とそれ以外の事業とを営んでいる場合の各欄の記載については、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみの金額を記載してください。

（注）１　「死亡等の日」とは、

⑴　「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の８）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第70条の６の８第14項第３号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の８の８第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

⑵　「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の６の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第70条の６の10第15項第２号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の８の９第19項において準用する同令第23条の８の８第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

２　「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の６の10第１項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して３年を経過するごとの日をいいます。

３　「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

４　「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の７の８第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

５　「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

６　「租税特別措置法施行令第40条の７の８第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の８の８第７項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

７　「租税特別措置法施行令第40条の７の８第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の８の８第９項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。